

12 届出等の提出、作成方法

12.0 届出等作成、提出に関する注意事項

大気汚染防止法及び条例の届出等をする場合、以下の内容に注意して書類を作成し、提出してください。

(1) 届出等の作成単位

届出等は、それぞれひとつの工事ごとに作成してください。工事の単位は、「**6. 3 手続きを行う工事の単位**」を参照ください。

ただし、同一の工場又は事業所において、同一の元請業者が同一の契約のもとに短期間で複数の建築物若しくは複数の工区の工作物の工事を実施する場合は、書類を一つにまとめることができます。

この場合でも大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）別紙 特定粉じん排出等作業の方法」及び条例の「石綿排出等作業実施届出書（第25号様式の3）別紙 石綿排出等作業の方法」は、工事の単位ごとに作成し、その場所を示す名称などを欄外などに明記してください。

(2) 提出方法について

ア 事前調査結果報告書

原則として「石綿事前調査結果報告システム」から電子申請で行ってください。紙で提出する場合には、(3)、(5)に従って提出してください。

イ その他の届出書

特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿排出等作業実施届出書、石綿濃度測定計画届出書、石綿濃度測定結果報告書、作業完了報告書は、(3)～(6)に従って、e-KAWASAKI（オンライン手続きかわさき）による電子申請又は紙で提出してください。

(3) 届出書の用紙サイズ

届出書の用紙サイズは、図面、表等やむを得ないものを除き、A4としてください。

(4) 届出等の作成部数

紙で提出する際は、大気汚染防止法及び条例の様式それぞれの正本に写しを1通ずつ（計2通）を添えて、窓口（環境局環境対策部環境対策推進課）に提出してください。写しには受付印を押印し、その場でお返しします。

(5) 押印について

令和3年4月1日以降、押印は不要となりました。

(6) 届出期限の数え方

○ 「14 日前までに」 届出する場合

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出書
- ・ 石綿排出等作業実施届出書
- ・ 石綿濃度測定計画届出書

＜届出期限の例＞（中 14 日で数えます。）

届出期限（例 1）						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	<u>11</u>	12
13	<u>14</u>	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	<u>28</u>	<u>29</u>	30	31		

作業開始日（例 2）

作業開始日（例 1）

なお、届出期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の前日を届出期限とします。

（例 1：上記カレンダーで作業開始日が 29 日の場合は、14 日が届出期限になります。）

（例 2：上記カレンダーで作業開始日が 28 日の場合は、中 14 日前の 13 日が日曜日、その前日の 12 日が土曜日で休日なので、11 日金曜日が届出期限になります。）

○ 「作業完了後 30 日以内に」 報告する場合

- ・ 石綿濃度測定結果報告書
- ・ 作業完了報告書

＜報告期限の例＞

作業完了日						
日	月	火	水	木	金	土
		<u>1</u>	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	<u>30</u>	31		

報告期限

なお、報告期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の翌日を報告期限とします。

（例：上記カレンダーで報告期限が 26 日土曜日又は 27 日日曜日にあたる場合は、28 日月曜日が報告期限になります。）

(1) 対象者

対象：以下の解体等工事の元請業者、自主施工者

- ① 建築物の解体工事であって、解体の作業に係る部分の床面積の合計が80m²以上のもの
- ② 建築物の改造、補修工事であって、請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③ 工作物（告示※で定めるものに限る）の解体、改造、補修工事であって、請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※告示で定める工作物は、「6.2(1) 事前調査結果報告書の提出が必要な解体等工事」を参照してください。

(2) 報告期限

事前調査を行った後、原則として「石綿事前調査結果報告システム」による電子申請で遅延なく報告してください。紙での提出も受け付けています。

石綿事前調査結果報告システム <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

「遅延なく」とは、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告することをいいます。遅くとも解体等工事に着手する前に報告が必要ですが、特定粉じん排出等作業実施届出書及び石綿排出等作業実施届出書を提出する場合は、事前調査結果報告書も同時に14日前に提出してください。

また、建設リサイクル法の届出の対象工事は、建設リサイクル法の届出と同時に7日前に提出をお願いします。

なお、建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合には、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、既存の申請の修正を行ってください。紙の様式の場合は資料の追加・差し替えを行うか、新たに紙の様式で報告してください。

（「解体等工事の着手」の考え方は、「4 用語の定義 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。）

(3) 報告事項

原則として「石綿事前調査報告システム」にて電子申請で報告してください。

紙で報告する場合は、以下の様式により報告書を提出してください。

●様式：様式第3の4 事前調査結果報告書

●内容：調査方法、特定建築材料の種類など

また、建築物（工作物は除く）の解体工事（改修工事は除く）に関しては、関連資料（次ページ参照）の提出をお願いしております。

電子報告の場合は、Logo フォームによるアップロードや電子メールでのファイル送信をお願いします。紙報告の場合は、事前調査結果報告書に添付をお願いします。

Logo フォーム「事前調査関連資料提出フォーム」

<https://logoform.jp/FUQz/74859>



事前調査結果報告書の関連資料

○ アスベスト使用建材一覧

アスベスト建材の使用箇所、建材の種類、使用面積を記載してください。アスベスト建材の使用がない場合は不要です。

○ 分析結果報告書

分析を委託で実施したときは、分析結果の報告書の写しを添付してください。（石綿の含有が無かった場合も添付してください。）チャート類までは必要ありません。

○ 工事全体の工程表

アスベスト建材が使用されている場合には、特定粉じん排出等作業実施期間がわかるもの。工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに各作業の期間がわかるもの。

○ 案内図

工事現場の場所がわかるもの

○ 住民周知計画（要件あり）

住民周知の対象範囲（地図上に工事を行う建築物等と 20m 範囲、周知する相手を示したもの）、周知方法、周知時期の記載。配布資料がある場合はその写し。（「住民周知」については、「8.2 広告物の配布等」参照してください。）

（要件）特定工事を施工しようとする事業者であって、以下に該当する者

- ① 特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事の元請業者及び自主施工者
- ② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80m² 以上である解体工事の元請業者及び自主施工者

(1) 対象者

対象：特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材）が使用されている建築物等の特定工事（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者

(2) 届出期限

特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、届け出てください。

ただし、災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合は、14 日前である必要はありませんが、速やかに届け出てください。

（「作業の開始」の考え方は、「4（6）作業開始と作業完了」を参照してください。）

（届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0（6）届出期限の数え方」を参照してください。）

(3) 届出事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task->

<asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3fb1b4c3-218f-4ed4-b788-0d651a21502a/start>



紙で届出する場合は、以下の様式により届出書を提出してください。

●様式：様式第 3 の 5 特定粉じん排出等作業実施届出書

●内容：

- ① 届出者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者氏名
- ② 届出対象特定工事の場所
- ③ 工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名
- ④ 作業の種類
- ⑤ 作業の実施の期間
- ⑥ 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- ⑦ 作業の方法
- ⑧ 法第 18 条の 19 ただし書きを適用する場合はその理由（※）

※ 法第 18 条の 19 ただし書き

建築物等が倒壊するおそれがあるときなど、法第 18 条の 19 に規定する方法により特定建築材料を除去等することが技術上著しく困難な場合は、当該各号に定める方法により行うことを要しない。

届出の際には、次の資料を添付してください。

添付資料	内容
● 建築物等の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺がわかる付近見取図、作業場や周知掲示の設置位置を記載した図面。除去した石綿含有廃棄物等の保管

	場所も記入してください。
● 特定建築材料使用状況図面	平面図、立面図により特定建築材料の使用箇所を記載。主要寸法を記入してください。なお、除去対象が配管に付随する建材である場合は配管図に加え、対象配管がわかるような写真を添付してください。
● 養生図	平面図、立面図により作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況並びに集じん排気装置の位置、集じん排気装置の排気口の位置を記載。主要寸法を記入してください。
● 作業工程表	特定工事の全体の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け、清掃、機材の搬出等の項目ごとに、各作業の期間がわかるよう記載してください。
その他、参考として以下の資料を添付してください。 ○ 施工要領 特定建築材料の除去、封じ込め、囲い込み等の作業の流れが具体的にわかるもの。 隔離養生及び前室の構造、負圧集じん装置の台数の算出根拠及び管理方法などを記載してください。 ○ 管理体制及び緊急連絡体制図 施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）。 緊急連絡体制図には下記の川崎市連絡先の記載もお願いいたします。 川崎市連絡先：環境局環境対策部環境対策推進課 TEL 044-200-2526 （夜間・休日）本庁舎 守衛室 TEL 044-200-3525 ○ 作業における点検表 作業時において、定期的実施する設備、資材等の点検記録表の写しなど。（点検項目については「15.2(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関する事」を参照してください。） ○ 掲示板の内容 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。 ○ 使用機材の一覧表 使用機材が特定できるようにメーカー名、型式等を記載してください。カタログや製品安全データシート（SDS）は不要です。 ○ 住民周知計画 住民周知の対象範囲（地図上に工事を行う建築物等と 20m 範囲、周知する相手を示したもの）、周知方法、周知時期の記載。配布資料がある場合はその写し。（「住民周知」については、「8.2 広告物の配布等」参照してください。） なお、周知する対象がいない場合には、その旨を付近見取り図等に記載してください。	

なお、大気汚染防止法の対象となる作業のうち、条例の濃度測定義務の対象（作業に係る「吹付け石綿」及び「石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材」の使用面積が合計 50 m²以上）となる場合には、作業の届出とあわせて、条例に基づく石綿濃度の測定計画の届出が必要です。（「12.4 石綿濃度の測定計画の届出」を参照してください。）

12. 3 石綿排出等作業の実施の届出 条例第 67 条の 5

(1) 対象者

対象：石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80m²以上で、かつ使用されている石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用面積の合計が 500m²以上である解体工事の元請業者及び自主施工者

(2) 届出期限

石綿排出等作業の開始の日の 14 日前までに、届け出てください。

ただし、災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合は、14 日前である必要はありませんが、速やかに届け出てください。

（「作業の開始」の考え方は、「4 (6) 作業開始と作業完了」を参照してください。）

（届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (6) 届出期限の数え方」を参照してください。）

(3) 届出事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task->

<asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3faed560-21b5-4de7-b37d-f82c607c8c4a/start>



紙で届出する場合は、以下の様式により届出書を提出してください。

●様式：第 25 号様式の 3 石綿排出等作業実施届出書

●内容：

- ① 届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（法人の場合）代表者氏名
- ② 工事の場所
- ③ 作業の実施の期間
- ④ 作業の対象となる特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- ⑤ 作業の方法（作業基準に則った作業の方法を記載してください。）

届出の際には、次の資料を添付してください。

添付資料	内容
● 建築物の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺がわかる付近見取図、作業場や周知掲示の設置位置を記載した図面。
● 石綿含有建材の使用状況図面	平面図、立面図により石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用箇所を記載。主要寸法を記入してください。
● 養生図	平面図、立面図により幕等の設置状況及び掲示板の設置場所を記載。主要寸法を記入してください。
● 作業工程表	特定工事の全体の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等の作業、養生の撤去、片付け、清掃、機材の搬出、などの項目ごとに、各作業の期間がわかるよう記載してください。
その他、参考として以下の資料を添付してください。	
○ 施工要領 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去の作業の方法、流れが具体的にわかるもの。	

- 管理体制及び緊急連絡体制図
施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）。
緊急連絡体制図には下記の川崎市連絡先の記載もお願いいたします。
川崎市連絡先：環境局環境対策部環境対策推進課 TEL 044-200-2526
（夜間・休日）本庁舎 守衛室 TEL 044-200-3525
- 掲示板の内容
建築物等の解体等作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。
- 住民周知計画
住民周知の対象範囲（地図上に工事を行う建築物等と 20m 範囲、周知する相手を示したもの）、周知方法、周知時期の記載。配布資料がある場合はその写し。（「住民周知」については、「8.2 広告物の配布等」参照してください。）
なお、周知する対象がいらない場合には、その旨を付近見取り図等に記載してください。

12. 4 石綿濃度の測定計画の届出 条例第 67 条の 6 (1)

(1) 対象者

対象： 特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等で、当該建築材料の使用面積の合計が 50m²以上である特定工事の元請業者及び自主施工者

注意 上記以外の者（吹付け、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の工事で使用面積が 50m²未満の工事及び石綿含有成形板の工事の元請業者及び自主施工者）についても、市長が必要と認めたときは、測定の実施を要請することがあります。

(2) 届出期限

特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、特定粉じん排出等作業実施届出書と併せて提出してください。

（「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。）

（届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (6) 届出期限の数え方」を参照してください。）

(3) 届出事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/abad7d62-6fa9-44ab-9d93-95dda7c682b6/start>



紙で届出する場合は、以下の様式により届出書を提出してください。

●様式：様式第 25 号様式の 4 石綿濃度測定計画届出書

●内容：測定日、測定位置、測定者名など

届出の際には、次の資料を添付してください。

添付資料	内容
● 測定地点の見取図	建築物等と測定地点の位置関係がわかるもの。ただし、「測定地点の位置関係」は、測定地点を測定時の風向を考慮して決定する場合は、測定機器をおくことが想定される範囲を記載してください。（測定地点の決定については「10 石綿濃度の測定」を参照してください。）
●測定方法を示す資料	試料採取条件や分析方法がわかるもの。
●作業工程表	作業の開始前、完了後、作業期間中の測定日がわかるもの。特定工事の全体の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等の作業、養生の撤去、片付け、清掃、機材の搬出、などの項目ごとに、各作業の期間がわかるよう記載してください。

なお、石綿濃度の測定計画を策定する際は、「10 石綿濃度の測定」の記載をお読みいただき、その内容に沿った計画としてください。

12. 5 石綿濃度の測定結果の報告 条例第 67 条の 6 (2)

(1) 対象者

石綿濃度の測定計画の届出をした元請業者及び自主施工者と同じです。

(2) 報告期限

特定粉じん排出等作業が完了してから 30 日以内に、作業完了報告書と併せて提出してください。

(「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。)

(届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (6) 届出期限の数え方」を参照してください。)

(3) 報告事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task->

[asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/b80d9cda-7dc4-45c8-a143-18dd1c990df1/start](https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/b80d9cda-7dc4-45c8-a143-18dd1c990df1/start)



紙で届出する場合は、以下の様式により届出書を提出してください。

●様式：様式第 25 号様式の 5 石綿濃度測定結果報告書

●内容：測定結果、測定者など

届出の際には、次の資料を添付してください。

添付資料	内容
● 石綿濃度測定の結果	測定結果（測定日時、測定地点、測定値等）、測定時の状況（気温、風向、風速等）、測定条件（捕集装置、分析装置）測定中の写真などを記載してください。

(1) 対象者

対象：特定粉じん排出等作業実施の届出をした者、又は石綿排出等作業の実施の届出をした者

注意 特定粉じん排出等作業の実施の届出をする者は発注者又は自主施工者ですので、特定粉じん排出等作業実施の届出に対する作業完了報告書は発注者又は自主施工者が提出ください。なお、石綿排出等作業の実施の届出をする者は元請業者又は自主施工者ですので、石綿排出等作業の実施の届出に対する作業完了報告書は元請業者又は自主施工者が提出ください。また、特定粉じん排出等作業実施届出書と石綿排出等作業の実施届出書の両方が必要な工事では、それぞれの届出書に対して、作業完了報告書を提出ください。

(2) 報告期限

特定粉じん排出等作業が完了してから 30 日以内に作業完了報告書を提出してください。
 (「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。)

(届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (6) 届出期限の数え方」を参照してください。)

(3) 報告事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/c1d68ec3-48bf-45c9-a65e-b5440473dac2/start>



紙で届出する場合は、以下の様式により届出書を提出してください。

●様式：様式第 25 号様式の 6 作業完了報告書

●内容：計画と実際の作業の相違点などについて記入する。

なお、作業方法の変更（例：負圧隔離養生で作業を行うと届出に記載したが、グローブバッグ工法に変更する場合など）や特定建築材料の除去箇所の変更など、工事の内容が変更になる場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の再提出が必要となる場合があるので、事前に環境対策推進課に相談してください。

届出の際には、次の資料を添付してください。

添付資料	内容
● 実施工程表	当初の予定から変更があった場合、変更点がわかるように記入してください。
● 写真など作業中の状況の記録	養生前、養生後、作業中、作業後の写真(複数の工区で除去作業を行う場合は工区ごと)。集じん・排気装置を設置した場合は、粉じんを迅速に測定できる機器(デジタル粉じん計等)による点検結果記録用紙。

※ 条例の規定により石綿濃度の測定を実施している場合は、石綿濃度測定結果報告書を併せて提出してください。